

令和3年5月25日

児童発達支援事業所 管理者様  
医療型児童発達支援事業所 管理者様  
放課後等デイサービス事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課長

### 個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて

平素より本市の福祉行政の推進にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス(以下「児童発達支援等」という。)において、要保護児童(児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう)又は要支援児童(同法同条第5項に規定する要支援児童をいう。)(以下「要支援児童等」という。)を受け入れた場合において、児童相談所や市町村、母子健康包括支援センター等の公的機関、保護者や障がい児の治療等を行う医師等(以下「連携機関等」という)との連携を行うことへの加算として「個別サポート加算(Ⅱ)」が創設されました。つきましては当市での取り扱いを以下の通り示しますのでご留意の程よろしく申し上げます。

### 記

#### 加算算定要件

事業所が連携機関等との連携のもと要支援児童等を受け入れた場合

・当該障がい児に対して連携機関等と連携し、要支援児童等への支援の状況等を共有しながら支援すること。

・支援の内容は、事前に個別支援計画等に位置付け、通所決定保護者の同意を得ること。

・保護者同意をとった記録については事業所において保管しておくこと。(任意様式で可)また、連携先機関等の共有は、年に1回以上行い、その記録を文書で保管すること。

なお、ここでいう文書とは、連携機関等が作成した文書又は児童発達支援等の事業所が作成した文書であって、各連携機関等と双方で共有しているものである必要がある。

算定要件等について、詳しくは厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が令和3年3月31日付事務連絡で発出の「個別サポート加算( )の取扱いについて」を参照してください。

#### 加算算定にかかる手続きについて

加算算定にあたっては、障害福祉課への保護者からの申請や事業所からの届出等は一切不要。  
(障害児通所受給者証への印字も必要なし)

川西市役所 障害福祉課 児童担当

TEL : 072 - 740 - 1178

FAX : 072 - 740 - 1311

MAIL : kawa0149@city.kawanishi.lg.jp